

慶應義塾大学新聞研究所 規程集

① 新聞研究室の開設（『慶應義塾百年史』下巻より）

明治三十二年（一八九九）改正の大学部学則に、目的の一つとして「新聞記者たらんとする者」の養成を掲げているが、大正二年四月に課外として新聞科を設けたことが機縁となり、同六年（一九一七）わが国で最初の学生新聞『三田新聞』の発刊を見、さらに新聞研究のための課外特別講座も長く行なわれた。（中略）

しかし、太平洋戦争が起こつてからは、用紙不足のため多くの出版物が制限されたり、停止せざるを得なくなつたりして、『三田新聞』も昭和十九年（一九四四）五月に停刊となり、終戦後の二十一年五月二十五日に復刊したのである。

大学の学生新聞が用紙印刷事情のなお困難な中でようやくこのような復刊のきざしを見せはじめたころ、一方、連合国総司令部民間情報局（C・I・E）からもまた、大学に新聞学部ないし新聞学科を開設するよう要請があつた。そこで、義塾ではさつそく昭和二十一年六月一日の常議員会にこれを報告するとともに、法学部教授米山桂三に依頼してその検討を開始した。ところが、それ以前に、義塾にはすでに評議員伊藤正徳によつて立案された計画があり、それは、(一)新聞発達史（小野秀雄）、(二)新聞編集論（原田讓治）、(三)新聞経営論（新田宇一郎）の三講座を文・経・法各学部学生に選択履修させるというものであつた。これは、C・I・Eの要望とはいささか趣を異にするが、この三講座に、新聞文章の書き方、取材のための実習的な面を加味した新聞研究室案をもつて折衝し、その了解を得ることができた。

こうして、この新聞講座設置のことは昭和二十一年十月十四日の常議員会の承認を得、旧亜細亜研究所の施設の一隅に研究室が置かれ、前記三講座のほか、新聞時事解説（有竹修二）の講座をも設けて、履修学生十数名を対象に十一月開設された。そして、翌二十二年六月一日、新聞実務訓練の意味から、研究室学生により『慶應ジャーナル』が発刊されたが、

用紙難のため翌年二月第七号を刊行したにとどまり、二十三年に用紙事情が好転して新たに割当を受けることができるにおよんで、同年三月『慶應義塾大学新聞』と改題のうえ、新聞研究室実習紙として再び刊行するにいたった。

ここにおいて、ようやく軌道にのった研究室では、同二十四年七月、左のごとき規程を設け、正式に学生の新聞研究の課程を定めるとともに、研究生制度と、実習紙としての『慶應義塾大学新聞』の育成を明確にした。

慶應義塾大学新聞研究室規程

第一章 総 則

第一条 本研究室は慶應義塾大学新聞研究室と称し、慶應義塾大学に所属する。

第二条 本研究室は正しいジャーナリズムの確立を目的として、理論的並びに實際研究を行い、同時にかかる研究の普及と助成とを図る。

第三条 第二条の目的を実現するための事業の一部として、本大学々生に対し、次の学科目及び講座を常設する。但し、課外講座のみは一般に公開する。

一、新聞原論 二、新聞取材・編集論 三、新聞経営論 四、新聞文章論・論説 五、新聞時事解説
六、新聞発行・新聞写真 七、新聞課外講座

第二章 教職員

第四条 本研究室に教授、助教授、講師、助手、副手を置くことができる。

第五条 本研究室に左の職員を置く。

一、主任 一名 二、顧問 若干名 三、研究員 若干名 四、主事 若干名 五、書記 若干名
六、教職員は大学評議会に諮り塾長がこれを任免する。

第七条 主任は本研究室を代表し、事務を総攬する。

第八条 顧問は本研究室の重要事項に就き主任の諮問に応ずる。

第九條 研究員は研究調査に従事し、塾長に研究報告を提出する。

第十條 主事は主任を補佐して事務を管理する。

第十一條 書記は事務に従事する。

第十二條 必要に応じて研究員以外の講師を委嘱することが出来る。

第三章 研究生

第十三條 本研究室に研究生を置く。研究生は慶應義塾大学々生からなる。

第十四條 研究生となることを志望する者は学年の始めに本研究室主任の許可を得なければならない。

第十五條 研究生は本研究室に設置の六科目を全部を履修しなければならない。

第十六條 研究生は少なくとも一カ年間、本研究室で発行する「慶應義塾大学新聞」の発行編集に参加し実習しなければならない。

この実習成績は、同紙を指導する本研究室勤務の教授の認定に従い「新聞発行・新聞写真」の履修成績の中に含める。

第十七條 研究生が卒業までに六科目を全部を履修しこれに合格した場合、本研究室からその旨の証明書を交付する。

第四章 学科目及び課外講座

第十八條 本研究室に設置の学科目は、慶應義塾大学々則に従い、本大学の学科課程の一部を構成する。

第十九條 各学科目の履修成績は試験その他適当な方法に従つてこれを認定する。

第二十條 各学科目を履修しこれに合格した場合には、一科目につき四単位を与えられる。

第二十一條 課外講座に就いては試験もなく単位も与えられない。

第五章 新聞発行

第二十二條 本研究室は「慶應義塾大学新聞」を発行する。

第二十三條 本新聞は本研究室勤務の教授の指導をうけて研究生がその発行、編集の實際に当る。

第二十四条 新聞実習は別に定める規程に従つてこれを行う。

第六章 経費

第二十五条 本研究室の経費は、大学経常費、日本新聞協会からの補助金、本研究室への指定寄附金及びその他の収入を以てこれを支弁する。

附則

本規程は昭和二十四年度以降新制大学々生全部に通用する。

以上のごとく、はじめ四講座で出発した新聞研究室の講座は次第に拡充整備され、研究領域も単にジャーナリズム研究にとどまらず、ひろく他のマス・コミュニケーションの領域にまで拡大され、ついにはカリキュラムの抜本的改正が必要となつて、昭和三十六年（一九六一）四月からは新聞研究所として、面目を一新して強化されることとなつた。（中略）

また、新聞研究室の主任は創設時には米山桂三がその任に就いたが、その後、米山がC・I・Eの世論・社会調査課の顧問となつたため、経済学部教授小島栄次が昭和二十四年四月からこれに代わり、同二十六年十月小島の普通部長就任に伴い、再び米山が主任となつた。

② 新聞研究所に昇格（『慶應義塾百年史』下巻より）

昭和二十一年十月に開設された新聞研究室を昇格して、同三十六年（一九六一）四月から再出発したもので、新聞研究室創立の事情についてはすでに述べたところである（中略）。

従来一般にジャーナリズム研究と呼ばれてきた研究領域が次第にマス・コミュニケーション研究へと拡大してきたため、そのような新しい時代の要請にこたえてカリキュラムの大幅改正に着手し、三十六年一月三十一日の大学評議会において新規程を制定し、同年四月一日から施行して、新たに新聞研究所となつたのである。この規程はその後、三十七年五月十一日に改正されて副所長制がしかれ、左のとおりになっている。

慶應義塾大学新聞研究所規程

第一章 総 則

- 第一条 慶應義塾大学に慶應義塾大学新聞研究所を置く。
- 第二条 新聞研究所（以下研究所という。）は慶應義塾大学学則に則り、マス・コミュニケーションに関する理論的および実際の研究を行い、それらに対する教育を行うことを目的とする。
- 第三条 研究所は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 一 マス・コミュニケーションに関する理論的研究
 - 二 マス・コミュニケーションに関する調査および実際的研究
 - 三 各国におけるマス・コミュニケーション研究の調査
 - 四 資料の蒐集、整理および保存
 - 五 研究業績の発表
 - 六 マス・コミュニケーションに関する教育
 - 七 その他、第二条の目的実現に必要な事項
- 第四条 研究所は前条の事業を行うために必要な部局を設けることができる。
- 第二章 職 制
- 第五条 研究所に所長を置く。所長は研究所を代表し、新聞研究所委員会の議長を兼ねるとともに、その決定に基いて研究所を統括する。
- 第六条 所長は大学評議会の議を経て塾長が任命し、任期は二年とするが再任を妨げない。所長が任期中に辞任したとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

昭和三十六年一月三十一日制定
昭和三十六年四月 一 日施行
昭和三十七年五月十一 日改正

第七條 研究所に次に記す専任、兼任および兼担の所員各若干名を置く。

教授、助教授、講師、助手

第八條 所員は研究所の目的を達成するために必要な研究を行い、且つ、学生の教育に当る。

第九條 研究所に研究員若干名を置くことができる。研究員は所長の命を受けて研究所の事業に従事する。

第十條 研究所に副所長一名を置く。副所長は所長を補佐して研究所の運営に当たるとともに諸般の事務を管理する。

第十一條 研究所に書記若干名を置く。書記は事務に従事する。

第十二條 右の任免に関しては別にこれを定む。

第三章 新聞研究所委員会

第十三條 研究所に新聞研究所委員会（以下委員会という。）を置く。

第十四條 委員会の委員は新聞研究所所長、学務担当理事、文学部、経済学部、法学部、商学部の各学部長およびそれぞれの学部にも所属し、その教授会の推薦を受けた教授各一名、大学院社会学研究科委員長、研究所

属の専任教授、特に委員会の推薦を受けた学識経験者を塾長が委嘱する。

第十五條 委員会は所長が招集し、その議長となる。また副所長は会議に出席し、委員会の事務を処理する。

第十六條 委員会は研究所運営のため、次の事項を決定する。

一 研究所の基本方針

二 学科目の配当（別表の作成）および科目担当者

三 研究所所員および研究員の進退

四 予算案（決算の承認）

五 研究生の入所、退所、修了、表彰および指導

六 その他、本研究所の運営に必要な件

第四章 研究生

第十七条 本研究所に研究生を置く。研究生は慶應義塾大学学生からなる。

第十八条 研究生となることを志望する者は、学年の初めに所定の手続を経て、所長の許可を得なければならない。

第十九条 研究生は研究所に設置する科目中、必修五科目十八単位、選択五科目十四単位を履修し合格しなければならない。但し、三田で入所した者の日吉における履修科目については、委員会の指示によることができる。

第二十条 必修科目中の新聞実習は、同期間の研究活動と研究報告書の提出をもつて代えることができる。

第二十一条 研究生が所定の科目を履修し、それに合格した場合、研究所より修了証書を交付する。

第五章 学科目

第二十二条 研究所は前条の教育目的を達成するため別表の如き学科目を置く。別表は委員会がこれを決定する。

第二十三条 研究所に設置する学科目は慶應義塾大学学則に従い、学部教授会の認定を経て本大学の学科課程の一部を構成する。

第二十四条 各学科目の履修成績は試験その他適当な方法に従つてこれを認定する。

第二十五条 各学科目を履修し、これに合格した場合には、所定の単位を与えられる。

第二十六条 課外講座については試験もなく単位も与えられない。

第六章 新聞発行

第二十七条 研究所は新聞実習および研究を行うために「慶應義塾大学新聞」を発行する。

第二十八条 本新聞は研究所所員の指導をうけて研究生がその発行と編集の實際に当る。

第二十九条 新聞発行の細目は別に定めた規定による。規定の変更は委員会の承認を必要とする。

第七章 経 理

第三十条 研究所の経費は大学経常費、研究所への指定寄附金、その他の収入をもつてこれを支弁する。

第八章 変更規定

第三十一条 本規程の変更については、委員会の発議に基づき、塾長が大学評議会の議を経て行う。

細 則

(人事)

- 1 所長は大学評議会の議を経て塾長が任命する。
- 2 専任所員の任免は委員会の議を経て所長が申請し、大学評議会の議を経て塾長が行う。
- 3 兼任と兼任の所員および研究員の任免は委員会の議に基づく所長の申請により塾長が行う。
- 4 副所長および書記の任命は所長の申請に基づき塾長が行う。

所長には、研究室時代の主任教授であった学部教授米山桂三が引き続いて就任し、同教授生田正輝が主事に就任したが、生田は三十七年の規程改正で副所長が置かれるとともにその任に就いた。

研究の対象とするところはマス・コミュニケーションに関する諸問題とその基盤になる諸科学であって、非常な広範囲にわたるので、各学部から独立しつつも同時に各学部および学外の研究者ともひろく交流を深め、国の内外におよんで活動するとともに、教育面においても成果をあげている。すなわち、この研究所からは日本新聞学会に二名の理事と一名の研究委員とを出し、三十七年秋にはその総会および研究発表会を三田の校舎で催しており、国際的には所長米山がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)のジャーナリズム教育会議に学会を代表して出席し、あるいは訪日ユネスコ特別研究員の指導をユネスコ本部から委嘱されるなどのほか、各種の研究会がしばしば開かれ、公開講座も催している。ただ、学生の実習紙として刊行してきた『慶應義塾大学新聞』は三十八年三月二十五日刊行の第三百四十八号を限りとして三十八年度から事実上発行を停止したが、それは紙面作製の過程においてややもすれば本来の意義が見失われる場合があると判断されたためである。なお、この停止と入れ代わって創刊された『慶應義塾新聞』は研究所とは別の学生団体の発行にかか

③ 現行の規程 ※

※一九九六年十月当時のものであり、その後数回改正されている。

慶應義塾大学新聞研究所規程

（昭和三十六年一月三十一日制定）
昭和三十六年四月一日施行
規第四十二号

昭和三十七年五月十一日 改正
昭和五十三年一月二十七日 改正
昭和五十三年四月一日 施行
昭和六十年五月三十一日 改正
昭和六十年四月一日 施行
平成五年二月九日 改正
平成五年二月九日 施行

第一条 (設置) 慶應義塾大学(以下「大学」という。)に、慶應義塾大学新聞研究所(以下「研究所」という。)を置く。

第二条 (目的) 研究所は、大学学部学則に則り、マス・コミュニケーションに関する理論的および実地的研究ならびに教育を行うことを目的とする。

第三条 (事業) 研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 マス・コミュニケーションに関する理論的研究
- 二 マス・コミュニケーションに関する調査および実地的研究
- 三 各国におけるマス・コミュニケーション研究の調査
- 四 資料の収集、整理および保存
- 五 研究業績の発表
- 六 マス・コミュニケーションに関する教育

七 研究所の目的達成のために必要なその他の事業

第四條 (部門の設置) 研究所は、前条の事業を行うために必要な部門を設けることができる。

第五條 (組織) ① 研究所に、次の教職員を置く。

1 所長 一名

2 副所長 若干名

3 所員 若干名

4 研究員 若干名

② 所長は研究所を代表し、その業務を統括する。

③ 副所長は所長を補佐し、所長事故あるときはその職務を代行する。

④ 所員は専任所員(大学教授・助教授・専任講師・助手)、兼担所員または兼任所員とし、研究所の目的達成のために必要な職務を行う。

⑤ 研究員は兼担研究員または兼任研究員とし、所長の指示に従い研究に従事する。

⑥ 国内および海外の大学、専門研究機関からの派遣研究者に関しては、別に訪問研究者を置くことができる。

第六條 (事務組織) 研究所の事務は、慶應義塾塾監局において行う。この組織については別に定める。

第七條 (運営委員会) ① 研究所に、運営委員会を置く。

② 運営委員会は、次の者をもって構成し、塾長が委嘱する。

1 所長

2 副所長

3 専任所員

4 大学文・経済・法・商・総合政策・環境情報学部の各学部長

5 大学大学院社会学研究科委員長

6 第四号各学部に所属し、同各学部教授会が推薦する教授 各一名

7 運営委員会が推薦する学識経験者 若干名

③ 運営委員会は所長が招集し、その議長となる。

④ 運営委員会は、次の事項を審議する。

1 研究所の基本方針に関する事項

2 研究所の所員人事に関する事項

3 研究所の子算・決算に関する事項

4 第八条に定める研究生に関する事項

5 その他必要と認める事項

⑤ 第二項第六号および第七号に定める委員の任期は二年とし、重任を妨げない。

第八条 (研究生) 研究所に、研究生を置く。研究生は、マス・コミュニケーションに関する学修を志す大学学部学生とする。研究生の受け入れおよび教育については別に定める。

第九条 (学科目) 研究所に、前条に定める研究生の教育を行うために必要な学科目を置く。学科目は、大学学部学則に則り、大学各学部教授会の認定を経て大学の学科課程の一部を構成する。学科目については別に定める。

第十条 (新聞の発行) 研究所は、新聞に関する実習および研究のため、「慶應義塾大学新聞」を発行することができる。「慶應義塾大学新聞」の編集および発行に関しては別に定める。

第十一条 (教職員の任免) ① 研究所の教職員の任免は、次の各号による。

1 所長は、大学評議会の議を経て塾長が任命する。

2 副所長は、所長の申請に基づき塾長が任命する。

3 所員は、運営委員会の推薦に基づき塾長が任命する。ただし、専任の所員はあらかじめ大学評議会の議を経るものとする。

4 研究員は、所長の申請に基づき塾長が任命する。

② 所長、副所長の任期は二年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

③ 兼任および兼任所員ならびに研究員の任期は一年とし、重任を妨げない。

④ 訪問研究者については、「塾外学者に対する職位規程」の定めるところによる。

第十二条 (経理) 研究所の経理は、「慶應義塾経理規程」の定めるところによる。

第十三条 (規程の改廃) この規程の改廃は、運営委員会の審議に基づき、大学評議会の議を経て塾長が決定する。

附 則 (昭和六十年五月三十一日)

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年二月九日)

この規程は、平成五年二月九日から施行する。